

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により生駒市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十九年三月十四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 万代生駒店
所在地 生駒市谷田町八六一番地一ほか
- 二 生駒市から聴取した意見の概要

1 環境保全課

- 一般廃棄物（事業系ごみ）について
- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定に基づき、市の収集計画に従うこと。
- (2) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めること。
- (3) 事業者から排出される一般廃棄物は、事業者の責任において処理することとし、自ら市清掃リレーセンターに搬入し、又は市許可業者に収集運搬を委託すること。また、市許可業者は、次の表のとおりとする。

（許可業者）

業者名	電話番号
株式会社生駒市衛生社	〇一二〇（七七）九〇三一
株式会社NANBU	〇一二〇（五六八）八八八
株式会社奈良県クリーンセンター	〇七四三（七七）〇九九〇
関西メタルワーク株式会社	〇七四三（七七）六〇一七

なお、事業活動に伴い生じた産業廃棄物については、奈良県の許可業者に収集

運搬を委託すること。

その他

- (1) 公害関係法令、奈良県環境基本条例、奈良県生活環境保全条例及び生駒市環境基本条例を遵守し、環境保全に努めること。
- (2) 騒音規制法及び振動規制法に規定する特定建設作業を実施する場合は、工事開始七日前までに届け出ること。
- (3) 騒音規制法及び振動規制法に係る特定施設に該当する施設を設置する場合は、設置の三十日前までに届け出ること。
- (4) 一定規模（三、〇〇〇平方メートル）以上の土地の掘削その他の土地の形質の変更を行う場合は、土壌汚染対策法第四条に基づき、着手の三十日前までに、奈良県知事に届け出ること。
- (5) 生コン運搬車の水洗いを道路等工事現場外では行わないこと。
- (6) 生コンによる高アルカリ廃水を工事現場外に排出させないこと。
- (7) 周辺住民から騒音、振動、悪臭等の苦情があったときは、必要に応じて対策をとる等迅速に対応すること。
- (8) 屋外広告物法及び奈良県屋外広告物条例を遵守し、商品販売等において、掲出禁止物件への広告物（貼り紙、貼り札、立て看板及び広告旗）の掲出を行わないこと。
- (9) 生駒市まちをきれいにする条例を遵守し、たばこの吸い殻、空き缶等のポイ捨て防止について、従業員の啓発及び教育並びに消費者の啓発に努めること。
また、事業所周辺及び地域の美観を保持し、快適な生活環境を確保するとともに市が実施する施策に協力すること。
- (10) 太陽光発電等の再生可能エネルギー設備、エネルギー効率のよい設備又は電気自動車等充電設備の導入、エネルギーの見える化等生駒市の目指す低炭素街づくりに資するよう努めること。

2 経済振興課

- (1) 排水等に関して、周辺地域の耕作地等に十分配慮して施行すること。
- (2) 周辺住民（農耕者等）から営業行為に起因する苦情等があれば、速やかに事業者の負担により対処すること。
- (3) 大規模小売店舗の運営者、大規模小売店舗内の小売業者、商品搬入業者等関係

者一体となり、周辺地域の交通渋滞、交通安全、騒音等の生活環境を適切に保持するよう努めること。

また、事業活動に伴い周辺住民及び店舗に影響を及ぼす問題が発生した場合には、各運営者の責任で解決に向け迅速かつ真摯に対応すること。

3 消防本部予防課

(1) 消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合、その旨を消防長に届け出て、消防用設備等の検査を受けること。

(2) 防火対象物使用開始前までに防火管理者（甲種）を選任し、消防計画を提出すること。

4 管理課

敷地北側の歩道部分については、生駒市の道路区域に含まれないため、取扱いについて別途協議すること。

5 土木課

(1) 夜間専用出入口②の設置に伴い、既設ポストコーンを撤去する際、撤去状況を報告し指示に従うこと。

(2) 協議後も道路管理者の意向に沿い、柔軟な対応を行うこと。

6 事業計画課

(1) 周辺道路の交通渋滞及び安全対策については、関係機関、地元自治会等と十分に協議し、対応すること。また、敷地北側の歩道部分については、生駒市の道路区域に含まれないため、当該店舗の私道として適切に維持管理するとともに、その詳細等に関しては管理課とも協議すること。

(2) 出入口について、入庫車両対策を十分に講じること。また、繁忙時、特にオープン時、セール時等必要に応じて交通誘導員を適切に配置すること。

7 みどり公園課

(1) 景観法に基づき届け出た内容について、営業開始後においても良好な景観を維持するよう努めること。

(2) 敷地内に施された緑化については、適切に管理し、樹木等の維持保全に努めること。

(3) 奈良県屋外広告物条例に基づき許可を受けた屋外広告物の適正な維持管理を行うこと。また、許可を受けた広告物を変更し、又は追加する場合は、事前にみど

8 防災安全課

り公園課と協議し、必要な手続を行うこと。

今後、大規模地震等の災害が発生する可能性があるため、次に掲げる内容について検討すること。

- (1) 店舗内の陳列方法について、地震発生時に陳列棚の転倒及び商品の散乱により、店舗内にいる人に危害が及ばないよう安全対策を講じること。
 - (2) 大規模地震が発生したときに冷静な対処ができるように、店舗職員を対象とした防災訓練、防災講習等を実施すること。
 - (3) 災害が発生したときに、近隣住民が一時的に避難できる場所として、駐車場等を提供できるよう検討すること。
 - (4) 行政、警察、PTA、自治会等の地元団体が地域と一体となって行う防災訓練等への協力要請があった場合には、必要に応じ当該活動に協力すること。
 - (5) 大規模災害発生により、店舗職員が帰宅困難になることが予想されるので、数日間過ごすことができる装備及び物品の備蓄を行うこと。
 - (6) 大雨等により、竜田川が氾濫した場合、当該地域は一・〇m未満の浸水想定区域に当たするため、災害発生が予想される場合は、来店者及び店舗職員が直ちに高所へ避難できるよう体制を整えておくこと。
- 本市では、生駒市安全で住みよいまちづくりに関する条例により、環境整備等の生活安全対策を進めており、事業者においても地域の安全に必要な措置を講じること。

また、周辺道路への違法駐車、来店者等車両の安全な通行その他交通安全に関して十分に検討し、対策を講じるとともに、防犯カメラの設置に努めること。

特に近隣は、桜ヶ丘小学校の通学路に当たするため、安全に十分留意すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成二十九年三月十四日から同年四月十四日まで。ただし、奈良県の休日定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで